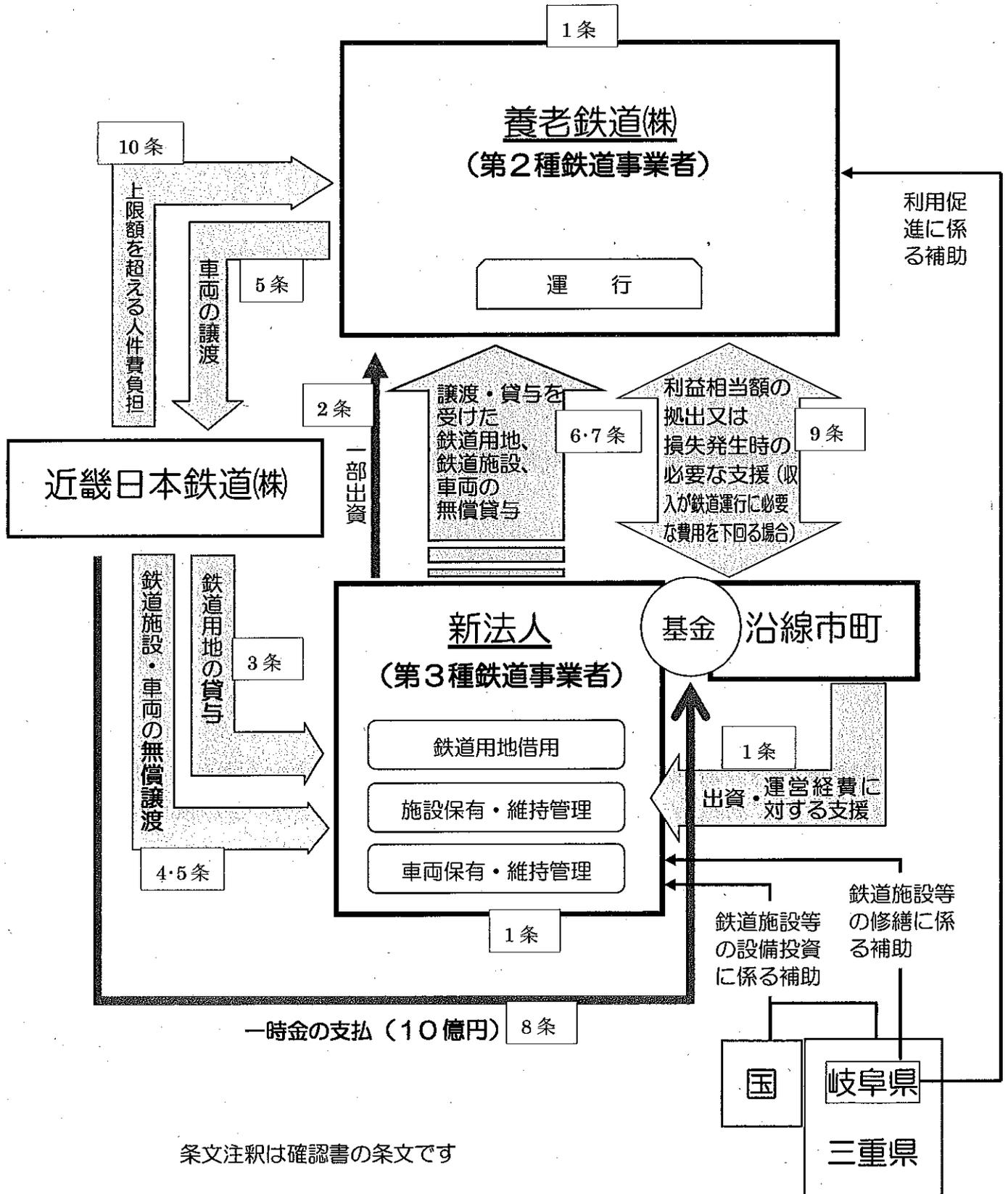


5月6日確認書に基づく新事業形態スキーム



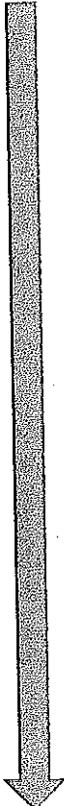
条文注釈は確認書の条文です

養老線の事業形態変更に関する今後の予定

平成 28 年 7 月

(仮称) 養老線地域公共交通再生協議会設立

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会
- ・地域公共交通網形成計画の策定等の所要の手続きを実施



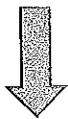
【委員構成】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の区分	委員区分等
法第6条第2項第1号 (地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体)	沿線7市町
法第6条第2項第2号	(1) 公共交通事業者 (2) 道路管理者 (3) 地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
法第6条第2項第3号	(1) 公安委員会 (2) 地域公共交通の利用者 (3) 学識経験者 (4) その他会長が必要と認める者 (岐阜県、三重県)

平成 29 年 1 月～3 月

第三種鉄道事業者となる新法人の設立

- ・沿線7市町等により設立

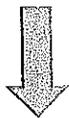


平成 29 年 7 月～12 月

地域公共交通網形成計画を国へ提出

鉄道事業再構築実施計画の国の認定

新法人の第三種鉄道事業者としての国の許可



平成 29 年中 新しい事業形態での事業開始

- ④ 第二種鉄道事業者 養老鉄道株式会社
- ④ 第三種鉄道事業者 新法人